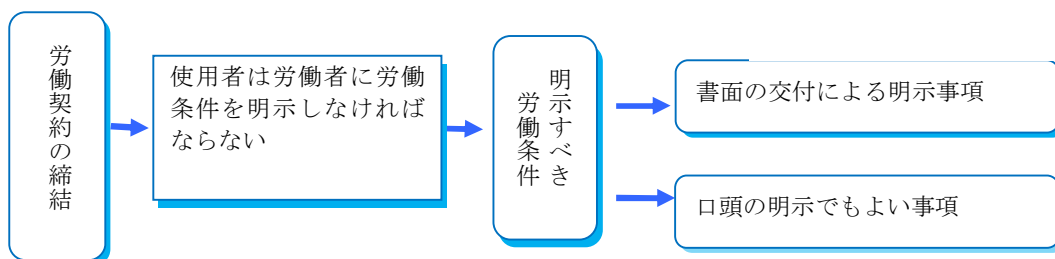


労働条件の明示（法第15条）

- 1 使用者は、労働条件の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面などで明示しなければなりません。
- 2 明示された労働条件が事実と相違している場合、労働者は即時に労働契約を解除することができます。
- 3 2の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から14日以内に帰郷する場合、使用者は必要な旅費等を負担しなければなりません。



◆ 明示すべき労働条件

書面の交付による 明示事項

- ① 労働契約の期間、期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準（契約の更新の有無、契約更新の判断基準）に関する事項
- ② 就業の場所・従事すべき業務の内容
- ③ 労働時間（始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換）に関する事項
- ④ 賃金の決定、計算・支払の方法及び賃金の締切・支払の時期に関する事項
- ⑤ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

口頭の明示でもよい 事項

- ① 昇給に関する事項
- ② 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払の方法、支払時期に関する事項
- ③ 臨時に支払われる賃金、賞与などに関する事項
- ④ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項
- ⑤ 安全衛生に関する事項
- ⑥ 職業訓練に関する事項
- ⑦ 災害補償・業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑧ 表彰、制裁に関する事項
- ⑨ 休職に関する事項

※書面による労働条件の明示方法については、別記「モデル労働条件通知書」を参照してください。